

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

平成 30 年 12 月 3 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

決済照合システムにおいて、利用者システムとのデータ授受の方法として複数ある接続方式のうち、統合チャネルシステム接続を、本年 12 月末をもって廃止することに伴い、「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正する。

また、株式会社日本証券クリアリング機構における決済照合システム手数料について、本年 5 月に実施された国債の決済期間短縮化を踏まえて見直しを行うことに伴い、「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」別表（決済照合システムの手数料表）の一部を改正する。

2. 改正概要

(1) データ送受信の方法を定める規則第 15 条において、統合チャネルシステム接続に関する取扱いを廃止するほか、所要の改正を行う（別紙参照）。

(2) 決済照合システム手数料について、次のとおり改正を行う。

区分	徴収対象者	徴収料率	
		現行	改正後
基本料金	株式会社日本証券クリアリング機構	月 額 <u>195 万円</u> に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額	月 額 <u>258 万円</u> に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額

(3) 施行日

平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

以 上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成 15 年 2 月 1 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>(データの送受信の方法)</p> <p>第 15 条 利用者は、次の各号に掲げる方法により、決済照合システムを利用することができる。</p> <p>(1) 利用者システムと決済照合システムとの間を通信回線で接続し、これを介したオンラインリアルタイムによるデータの送受信</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>(免責)</p> <p>第 21 条 機構は、利用者が、<u>第 15 条に掲げる方法</u>又はその他の方法による機構と利用者との間のデータの送受信により有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を処理したことによって被った損害及び決済照合システムの障害等により有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の円滑な遂行に支障が生じたことによって被った損害について、これを賠償する責めを負わないものとする。</p> <p>別表（決済照合システム手数料表）</p>	<p>(データの送受信の方法)</p> <p>第 15 条 利用者は、次の各号に掲げる方法により、決済照合システムを利用することができる。</p> <p>(1) 利用者システムと決済照合システムとの間を通信回線で接続し、これを介したオンラインリアルタイムによるデータの送受信 <u>(以下「オンラインリアルタイム処理方式」という。)</u></p> <p><u>(2) 利用者システムと決済照合システムとの間を通信回線で接続し、これを介したファイル伝送によるデータの送受信 (以下「ファイル伝送処理方式」という。)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(免責)</p> <p>第 21 条 機構は、利用者が、<u>統合 Web 端末からの入出力、オンラインリアルタイム処理方式若しくはファイル伝送処理方式</u>又はその他の方法による機構と利用者との間のデータの送受信により有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を処理したことによって被った損害及び決済照合システムの障害等により有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の円滑な遂行に支障が生じたことによって被った損害について、これを賠償する責めを負わないものとする。</p> <p>別表（決済照合システム手数料表）</p>

新	旧																										
<p>1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（以下「規則」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づいて機構が定める同条第 2 項に掲げる手数料の料率は料率 A 又は料率 B のとおりとする。利用者は料率 A 又は料率 B のいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額(基本料金、約定照合手数料、決済照合手数料、統合 Web 端末利用料金の合計額)に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>料率 A</p> <table border="1" data-bbox="203 660 1079 911"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本料金</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 株式会社日本証券クリアリング機構</td> <td>月額 258 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>料率 B (略)</p> <p>2. ～11. (略)</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	基本料金	(1) (略)	(略)	(2) 株式会社日本証券クリアリング機構	月額 258 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額	(3) (略)	(略)	(略)			<p>1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（以下「規則」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づいて機構が定める同条第 2 項に掲げる手数料の料率は料率 A 又は料率 B のとおりとする。利用者は料率 A 又は料率 B のいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額(基本料金、約定照合手数料、決済照合手数料、統合 Web 端末利用料金の合計額)に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>料率 A</p> <table border="1" data-bbox="1135 660 2011 911"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本料金</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 株式会社日本証券クリアリング機構</td> <td>月額 195 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>料率 B (略)</p> <p>2. ～11. (略)</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	基本料金	(1) (略)	(略)	(2) 株式会社日本証券クリアリング機構	月額 195 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額	(3) (略)	(略)	(略)		
区分	徴収対象者	徴収料率																									
基本料金	(1) (略)	(略)																									
	(2) 株式会社日本証券クリアリング機構	月額 258 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額																									
	(3) (略)	(略)																									
(略)																											
区分	徴収対象者	徴収料率																									
基本料金	(1) (略)	(略)																									
	(2) 株式会社日本証券クリアリング機構	月額 195 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書」において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額																									
	(3) (略)	(略)																									
(略)																											

2. 附 則

この改正規定は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。